

領域警備法案（通称）の趣旨・概要

基本認識

領域警備については、「グレーゾーン事態（武力攻撃に至らない侵害が発生した事態）」における①時間、②権限、③武器使用という「3つの隙間」の存在が指摘されている。

趣旨

上記の基本認識を踏まえ、

- A：現行法の柔軟な運用に法律的な裏付けを与え、明確に制度化することにより、領域警備に関するシームレスな対応を可視化する。
- B：あわせて、地理的事実等により警察機関だけでの適切な対応が難しい一定の区域（領域警備区域）でのシームレスな対応に万全を期するため、自衛隊の予防的な行動・権限を創設する。



概要

趣旨Aに係る措置

- ① 治安出動・海上警備行動の発令の迅速化を担保
- ② 本法案に、対領空侵犯措置のインデックス規定を置く
- ③ 警察・海保・自衛隊等の連携強化を明示
→ 領域警備事態連絡調整会議を設置し、事態の緊迫を抑制

趣旨Bに係る措置

- ④ 自衛隊による平素の領域警備行動を新設